

【市民福祉課】

R4.4.1 時点

- (1) 部の人事及び事務分掌に関する事。
- (2) 部の庶務に関する事。
- (3) 福祉施策の企画及び立案に関する事。
- (4) 地域福祉に関する事。
- (5) 地域共生社会の推進に関する事。
- (6) 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。
- (7) 障がい者基本計画に関する事。
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)及び障がい福祉計画に関する事。
- (9) 基幹相談支援センターに関する事。
- (10) 障がい者コミュニケーション支援に関する事。
- (11) 障がい者福祉及び難病患者の福祉に関する事。
- (12) 障がい者福祉団体との連絡調整及び育成に関する事。
- (13) 障がい児施策に関する事。
- (14) 障がい児通所支援に関する事。
- (15) たんぽぽ園との連絡調整に関する事。
- (16) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当及び特別児童扶養手当の給付に関する事。
- (17) 重度障がい者医療費助成に関する事。
- (18) 障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する事。
- (19) 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する事。
- (20) 成年後見制度の利用の促進に関する事(障がい者に係る利用促進に限る。)